

第68号議案に対する附帯決議

第2表債務負担行為、芹ヶ谷公園”芸術の杜”・(仮称)国際工芸美術館整備事業及び予算書第10款・第2項・7目「芹ヶ谷公園“芸術の杜”整備事業費」については、昨今の資材及び労務費などの高騰の影響に伴い、2023年度以来、当初予定であった整備工事費28.5億円に対し、3回の増額補正を行い、入札中止も3回ありながら、市議会は都度増額補正を可決してきた。その後、昨年12月議会において、ようやく契約議案が可決された。しかし、本年1月末に仮契約を締結していた事業者より仮契約解除の申し出があり現在に至る。今回の件は前代未聞の事態であり、今後訴訟事件となる可能性がある。

しかし、このような状況下で町田市は、文教社会常任委員会での審議において仮契約解除の要因について「町田市が納得するような説明はなかった」「今後訴訟になる可能性もあり、答弁を差し控える」との答弁に終始している状況である。これでは、予算の根拠及び正当性についての審議が十分に出来る状況とはいえないと考える。

このような状況下において計画スケジュールありきで予算計上することには疑義があるが、せめて事業者選定においては市内事業者が参加できる工夫をする必要がある。以上の点から下記の項目について求める。

記

- 1 (仮称)国際工芸美術館整備事業について、本体工事に市内事業者が下請け業務ではなく、JV等の在り方含め参画出来る状況での入札・契約業務を行うこと。
- 2 スターツCAM株式会社との仮契約解除の要因について、より早い段階で明らかにし、予算の正当性を明確にすること。
- 3 上記課題について、都度市議会に報告すること。

以上